



2025 年 11 月 19 日

各位

会 社 名 株 式 会 社 ト ラ イ ア イ ズ
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 東 郷 薫
(コ ー ド 4 8 4 0 東 証 グ ロ ー ス)
問 合 せ 先 管 理 部 I R G 課 長 高 橋 圭 紀
電 話 0 3 (3 2 2 1) 0 2 1 1

(開示事項の経過) 訴訟の判決に関するお知らせ

当社は、2024 年 6 月 13 日付け「訴訟の提起に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、当社元代表取締役の池田有希子氏が提起した新株予約権の行使の有効性訴訟について、また当社が提起した過大支出についての賠償請求（反訴を含みます）について、本日、東京地方裁判所において判決が言い渡されましたので下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本判決の言い渡しのあった裁判所及び年月日

裁判所 東京地方裁判所

判決日 2025 年 11 月 19 日

2. 訴訟の概要

当社元代表取締役の池田有希子氏（以下「池田氏」といいます。）は、2023 年 10 月 18 日、複数回にわたる社内規程を逸脱した海外出張経費の使用などを理由として当社の代表取締役を解任されておりますが、その後、任期中に取締役を辞任した池田氏が、同氏が保有する当社新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の行使を請求したことにに関して、当社取締役会は、当該経費使用等を理由として、同氏との間の新株予約権割当契約書の条項に基づき、その行使を認めないことを全員一致で決議し、当該行使を拒絶しました。

本民事訴訟は、上記の経緯により、池田氏が、当社に対して、同氏の保有する 90 万 5,400 株（本民事訴訟提起日現在）とは別途、本新株予約権の行使の有効性を前提として、当社普通株式 24 万株を取得したことを確認しようとするものです。

これに対し当社は、2024 年 7 月 23 日、池田氏の海外出張経費等の過大支出について賠償請求（反訴を含みます）を提起しました。賠償請求額は 34,721,636 円です。

3. 判決の概要

以下のとおり、池田氏が請求した新株予約権の行使は認められず、他方、当社による賠償請求の一部が認められました。

(1) 原告の本訴請求（本新株予約権の行使による株式の交付請求）を棄却する。

(2) 原告（池田氏）は被告（当社）に対し 13,525,568 円及びこれに対する令和 6 年 7 月 27 日から支払い済みまで年 3%の割合による金員を支払え。

4. 今後の見通し

本判決は当社の請求の全部を認めていないものの、当社として控訴を予定しておらず、本判決が当社業績に与える影響は現時点ではないと判断していますが、今後開示すべき事項が発生した場合には、すみやかにお知らせいたします。

なお、原告により本判決に対する控訴がなされた場合には、引き続き当社の正当性を主張してまいります。

以上